

食の安全安心確保推進体制

大分県食の安全・安心推進条例

(目的)

第一条 この条例は、食品等の安全性及び信頼性(以下「食の安全・安心」という。)の確保に関し、基本理念を定め、並びに県及び生産者・事業者の責務並びに県民の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、食の安全・安心の確保のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康の保護及び食生活の向上に寄与することを目的とする。

(大分県食品安全推進県民会議)

第二十八条 次に掲げる事務を行うため、大分県食品安全推進県民会議(以下「県民会議」という。)を置く。

- 一 食の安全・安心の確保に関する施策及び施策の評価に関すること。
 - 二 食の安全・安心の確保に関する関係者間の相互理解及び関係者の協働に関すること。
 - 三 食の安全・安心の確保に関する県民参画の促進に関すること。
 - 四 その他食の安全・安心の確保の推進に関すること。
- 2 県民会議は、委員二十人以内で組織し、委員は次に掲げる者の中から知事が委嘱する。

食品安全推進県民会議

(県民参加の推進機関)

○食の安全安心確保に必要な取り組みについて協議し、施策の提言を行う。

H15.9.22設置

<内容>

- ①情報の共有と相互理解等
- ②主体的な取組み
- ③意見の表明

<構成>

消費者、生産・製造者、販売・流通業者の代表及び学識経験者等 20名



条例に基づき
H17.10.1新設

施策の提示
情報の公開

施策の提言

食の安全確保・食育推進本部

H15.9.1設置

(県の推進機関)

食の安全確保・食育推進本部会議

○食の安全・安心の確保のため及び食育の推進のための総合的な施策を推進する

<構成> 本部長:副知事 本部員:関係部長等

食の安全確保推進幹事会

○食の安全・安心に関する事項及び関係部局における具体的対策を検討するとともに、関係部局相互の協力体制の整備を図る

<構成> 幹事長:生活環境部審議監
幹事:関係各課室長